

第10回 中年で帰国した二世たち：重労働・貧困・差別

今回は、主に1990年代前半、20～40歳位で帰国した二世（以下、中年帰国者）の特徴を述べます。人数は、二世全体の4割弱と推定されます。

中年帰国者の多くは両親（一世）が先に日本に帰国し、私費で呼び寄せられました。私費帰国なので、日本語教育・生活保護・住宅斡旋などの公的支援はありません。

そこで帰国直後から、生きるために不熟練・非正規雇用で働くしかありませんでした。職場には、低賃金、重労働、言葉の壁、露骨な差別が蔓延していました。「労災で失明したが労災申請もされず、治療費は自己負担」、「朝昼晩、3つの仕事をかけもちで疲れ果てた」などの声も多数、聞かれます。

特にひどかったのは、帰国の際の身元保証人が経営する会社です。事実上、転職の自由もなく、「高い家賃の『社宅』に住まわされ、リフォーム代まで給料から毎月天引き」、「毎月13万5000円の身元保証料を給料から天引き」、「毎月300時間以上の重労働で怪我は日常茶飯事、給料は19万円」などです。

多くは倒産・解雇で転職を重ね、日本語会話も約4割が「日常生活にも不自由」です。夫婦共働きで世帯月収は15～25万円と低く、「経済的に苦しい」と感じています。

中年帰国者は配偶者や子どもと一緒に帰国しました。子どもは学校でいじめ・差別にあい、中国語ができなくなり、親子のコミュニケーションも困難になりました。

日本国籍を希望しつつ、取れていない人も多いです。「25年も日本に住み、税金も納めてきたのに選挙権がないのは納得できない」などです。

中年帰国者は現在、50～60歳代で退職も間近です。

しかし日本での年金納付期間が足りず、退職後の年金は夫婦で月5～10万円あればいい方です。生活保護支給も容易に認められません。生活保護水準以下の収入で、身体を壊し、通院もできないまま、働き続けている人も少なくありません。

中年帰国者の生活苦・重労働は、かつての残留孤児（一世）の苦難とほとんど同じです。公的支援が完全に欠如している分、その生活は一世より苛酷ともいえます。